

くらしのガイド

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお寄せください
掲載希望月の前月10日までに
企画振興課広報広聴係へ要連絡

くらしのガイドの略号の見方

- 催しの開催日時、募集期間など
- 催しの場所、試験会場など
- 催しや募集など内容
- 注意事項など
- 問い合わせ先、申込先
- 電話、ファックス
- ホームページ（http://以降）
- Eメール

相談

行政相談所

町住民課生活安全係

☎ 56・8005

※ 10月17日（月）～23日（日）は「秋の行政相談週間」です。毎日の暮らしの中で国の役所や特殊法人が行っている仕事について、困っていることや納得できないこと、意見をお持ちの方は、お気軽においでください。相談は無料で、秘密は守られます。

■ 10月15日（土）13時30分～16時
◎ 文化福祉センター 研修室

税務だより

ジャガ太からの伝言

- 町税務課 ☎ 22-1121（代表）
町道民税・軽自動車税のこと（窓口） 住民税係 ☎ 56-8003
税金の納付方法、納税相談（窓口） 納税係 ☎ 56-8002
固定資産税のこと（窓口） 資産税係 ☎ 56-8004
- <http://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town/zeimu/zeimutop.jsp>
公的年金からの町道民税の特別徴収

10月からの公的年金特別徴収（引落し）について
■ 対象者と特別徴収される税額
平成23年4月1日に65歳以上で、前年中の公的年金に係る町道民税額が生じた方は、次のとおりとなります。

平成22年4月2日～平成23年4月1日に65歳になった方
今年の10月から公的年金特別徴収が始まります。年税額の半分を2回に分けて（6・8月納期分）納付書や口座振替で納め（普通徴収）残りの半分の3回に分けて（10・12・2月分）年金から引落し（特別徴収）となります。

平成22年4月1日以前に65歳になった方
引き続き年金より引落としとなります。今年の2月分年金から引落された額と同じ額を4・6・8月分年金から引落とし（仮徴収）年税額から仮徴収の額を差引いた残りの額を3回に分けて（10・12・2月分）年金から引落とし（本徴収）となります。

公的年金より特別徴収される町道民税は公的年金に係る分のみです。公的年金以外の所得に係る町道民税は、公的年金特別徴収とは別に納付書、口座振替又は給与天引きにより納めていただきます。

次に該当する方は対象となりません。

- ・ 介護保険料が年金から引落しされていない方
- ・ 町道民税の引落日額が公的年金の額を超える方
- ・ 年金の給付額の年額が18万円未満の方...など

■ 公的年金からの特別徴収の中止

町外へ転出、死亡、所得の修正などにより町道民税額が変更になった場合は、公的年金からの特別徴収は中止となり、普通徴収へ切替えとなります。その場合には、改めて通知します。

■ 問い合わせ先 税務課住民税係 ☎ 56-8003（直通）

（南3東4）

相談員

高橋 政嗣 ☎ 22-0829
山品 幸子 ☎ 22-0851

▼ 相談内容 ■ 年金、老人保健・福祉、道路、登記、郵便・貯金、消費者保護、雇用保険、役所の窓口サービスなど

なお、これまで「特設行政相談所」となっていました。今年2月から、隔月第3土曜日に「定例行政相談所」を開設していますので、是非ご利用ください。

募集 町男女平等参画推進審議会委員募集

町総務課総務係

☎ 56・8000

■ 町では、まちを男女が平等に参画するための活動に当たり、広く町民の皆さんの意見を聴くため、条例に基づく「男女平等参画推進審議会委員」を次のとおり募集します。

募集人数 3名
任期 平成23年11月から3年間
応募方法

町総務課にある応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、

または直接持参して下さい。

応募資格

町内に住所を有する方。ただし、この委員を通算2期務めた方を除きます。

■ 申込締切 10月20日（木）



払い過ぎた利息を取り戻そう！

↓ こんな方は過払い金請求へ！

無料相談実施中！

- 借金のほとんどがキャッシングの人
- キャッシングを7年以上続けている人
- 借金の返済が終わった人

初回費用 0円

家賃に別途 回収

土日・夜間 対応可能



弁護士法人 あきや総合法律事務所

札幌市西区南一条3丁目3番12号 しなわんビル5階（札幌弁護士会所属 弁護士 秋谷剛士）
（地下鉄南一条駅から徒歩3分 JR等々力駅から徒歩7分）

(011) 632-7171

あきや 法律

検索

公文式俱知安教室

KUMON

11月無料体験学習 受付中！

期間：11月15日（火）～11月30日（水）

この期間内で決められた学習日に教室に通い、その他の日には、自宅で教材に取り組めます。
「無料体験学習」は2週間で計4回、公文式の教室で学習を体験していただける機会です。

◆ 教科：算数・数学、国語、英語 ◆ 対象：幼児、小学生、中学生、高校生以上

E-Pencilで英語も公文



場所 俱知安町南一条西一丁目33番地
吉田ビル2F
電話 ☎ 0136-23-3228
携帯 090-8874-7527 直通まで

10月31日は町道民税・国保税第3期の納期限です。納め忘れの無いように！